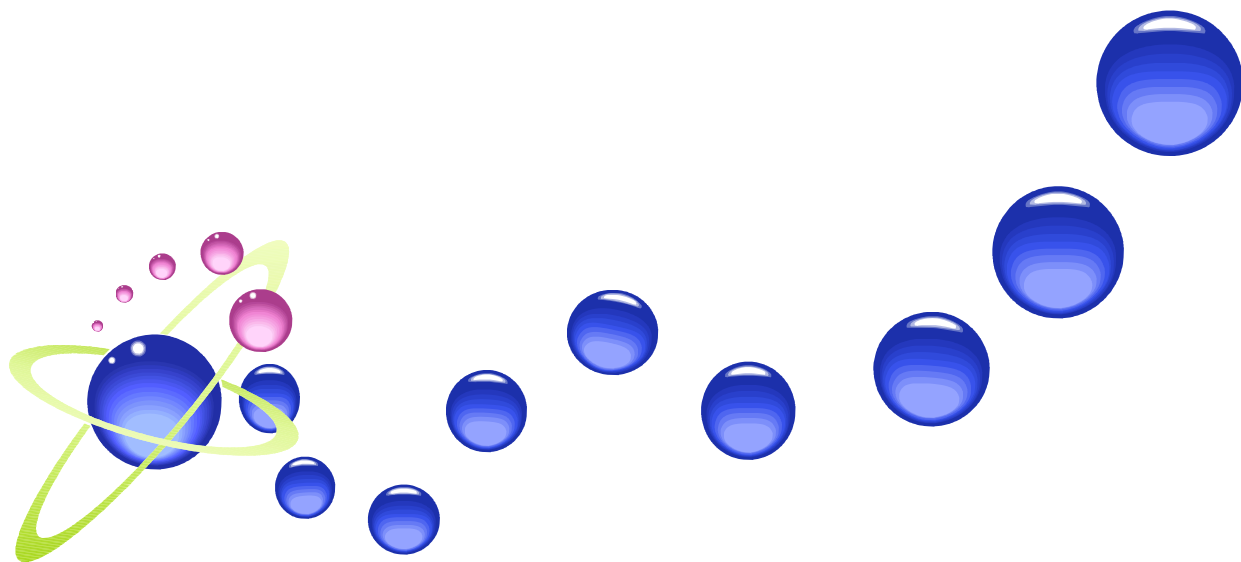


支 援 を つ な ぐ

～早期からの継続した支援のために～

実 践 編



平成20年3月

山 口 県 教 育 委 員 会

はじめに

学校教育法の一部が改正され、平成19年4月から特別支援教育が制度的にもスタートしました。本県におきましても、「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第1期)」に基づき、総合支援学校への移行、特別支援教育センターの設置等、本年4月から特別支援教育を本格的に実施することとしております。

また、各学校におきましても、校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の作成等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、校内体制の整備に積極的に取り組み、大きな成果が上がっています。

このような中で、昨年実施した特別支援教育体制整備状況等の調査結果によりますと、学校用調査において、特別支援教育を学校で推進する上で必要なこととして、6割以上の学校が「教員の資質向上」をあげており、必要な情報や研修内容として、約8割の学校が「発達障害等の指導方法や指導事例」をあげています。また、今後の特別支援教育推進に当たって大切なこととして、約7割の教員が「校内支援体制の整備充実」をあげ、資質向上のために必要な研修内容として、約8割の教員が「具体的な指導方法に関すること」をあげています。

そこで、昨年度も教職員対象の研修用テキスト「支援をつなぐ～早期からの継続した支援のために～」を作成し、幼・小・中・高等学校の全教職員に配布しましたが、今年度は、サブセンター・柔軟な支援教室モデル事業の成果、地域コーディネーターによる巡回相談等における具体的な事例をもとに、発達障害の特徴別の指導方法、授業の中での指導の実践例、校内体制による支援の実践例などを内容とする実践編として編集しています。

今後は、各学校や地域における相談支援体制の充実とともに、発達障害等についての教員の指導力の一層の向上が重要となりますので、校内研修や学級等での指導方法を検討する際、本テキストを積極的に活用し、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導及び必要な支援の充実に努めていただきたいと思います。

終わりになりましたが、本テキストの編集に際し、監修、資料提供をいただきました金原洋治、田原卓浩、吉田一成、松田信夫、松岡勝彦の各先生方、宇部市立岬小学校、萩市立明倫小学校、地域コーディネーターの皆様から感謝を申し上げます。

平成20年3月

山口県教育委員会

教育長 藤 井 俊 彦

目次

I	特別支援教育の動向	-----	1
II	本県の特別支援教育	-----	2
1	総合支援学校	-----	2
2	地域における相談支援体制の整備	-----	3
3	校内支援体制の整備状況	-----	4
III	事例検討会の進め方	-----	7
IV	実践事例	-----	9
1	幼稚園		
(1)	集団での活動が苦手な幼児	-----	10
(2)	休み時間や遊びの場面でトラブルの多い幼児	-----	13
(3)	課題に集中することが難しい幼児	-----	16
	＊解説	-----	19
2	小学校		
(1)	書くことが苦手な児童＜3年生＞	-----	20
(2)	通常の学級における複数の児童＜5年生＞	-----	23
(3)	対人関係に課題のある児童＜5年生＞	-----	26
3	中学校		
(1)	集中して取り組むことが難しい生徒＜1年生＞	-----	28
(2)	時間制約の中で活動することが苦手な生徒＜1年生＞	-----	31
(3)	一斉の指示を聞くことが難しい生徒＜2年生＞	-----	34
4	高等学校		
(1)	こだわりが強く、周囲への配慮が苦手な生徒＜3年生＞	-----	37
(2)	パニックを起こしやすい生徒＜1年生＞	-----	39
(3)	発達障害等の生徒が複数名在籍する高等学校における支援	-----	41
	＊高等学校段階等における主な発達障害の特徴（例）	-----	43
V	校内支援体制の充実		
1	校内支援体制の機能の充実	-----	47
2	校種間の連携	-----	50
3	保護者や地域への理解・啓発－リーフレットの活用等－	-----	53
VI	ワンポイント事例		
1	人の話を聞くことが苦手	-----	54
2	話をすることが苦手	-----	55
3	読むことがうまくできない	-----	56
4	書くことがうまくできない	-----	57
5	計算がうまくできない	-----	58
6	文章題につまづきやすい	-----	59
7	集中し続けることが難しい	-----	60
VII	ふれあい教育センターの取組例		
1	専門家チーム（リエゾン・コンサルテーション・スタッフ：LCS）	-----	61
2	臨床心理士の参画による相談支援	-----	64

I 特別支援教育の動向

山 口 県 の 取 組	国 の 動 向
平成13・14年度文部科学省委嘱事業 ○学習障害児に対する指導体制の充実事業 <光市で実施>	平成13年1月 ◆「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」 ＊文科省調査研究協力者会議
平成13・14年度文部科学省委嘱事業 ○障害のある子どものための教育相談体系化推進事業 <萩市で実施>	平成14年12月<障害者施策推進本部> ◆「障害者基本計画」重点施策5か年計画 ・盲・聾・養護学校での「個別の教育支援計画」の平成17年度までの策定 ・盲・聾・養護学校に関する地域におけるセンター的役割を果たす学校についての制度的な検討
平成14・15年度文部科学省委嘱事業 ○盲・聾・養護学校専門性向上推進モデル事業 <山口養護学校で実施>	平成15年3月 ◆「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」 ＊文科省調査研究協力者会議
平成15・16年度文部科学省委嘱事業 ○特別支援教育推進体制モデル事業 <周南・萩地域で実施>	平成16年1月 ◆「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(文科省)
平成17・18年度文部科学省委嘱事業 ○特別支援教育体制推進事業 <平成17年度 周南・萩地域で実施> <平成18年度 県内全域で実施>	平成17年12月 ◆「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」 ＊中央教育審議会
平成18年3月 ■山口県特別支援教育ビジョン策定 ・特別支援教育の施策推進の基本方針	平成18年4月施行 ◆「学校教育法施行規則」の改正 ・LD、ADHDを通級指導教室の対象に
平成18年10月 ■山口県特別支援教育ビジョン実行計画作成 ・施策を計画的に推進するための計画	
平成19年度文部科学省委嘱・委託事業 ○特別支援教育体制推進事業 <県内全域で実施> ○発達障害早期総合支援モデル事業 <萩市、宇部市で実施> ○職業自立を推進するための実践研究事業 <山口・防府地域、宇部・下関地域で実施>	平成19年4月施行 ◆「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正」 ・特別支援学校制度の創設 ・特別支援学校のセンター的機能 ・幼・小・中・高等学校等における特別支援教育の推進 ＊「特殊学級」→「特別支援学級」 ◆教育職員免許法の一部改正

2 地域における相談支援体制の整備

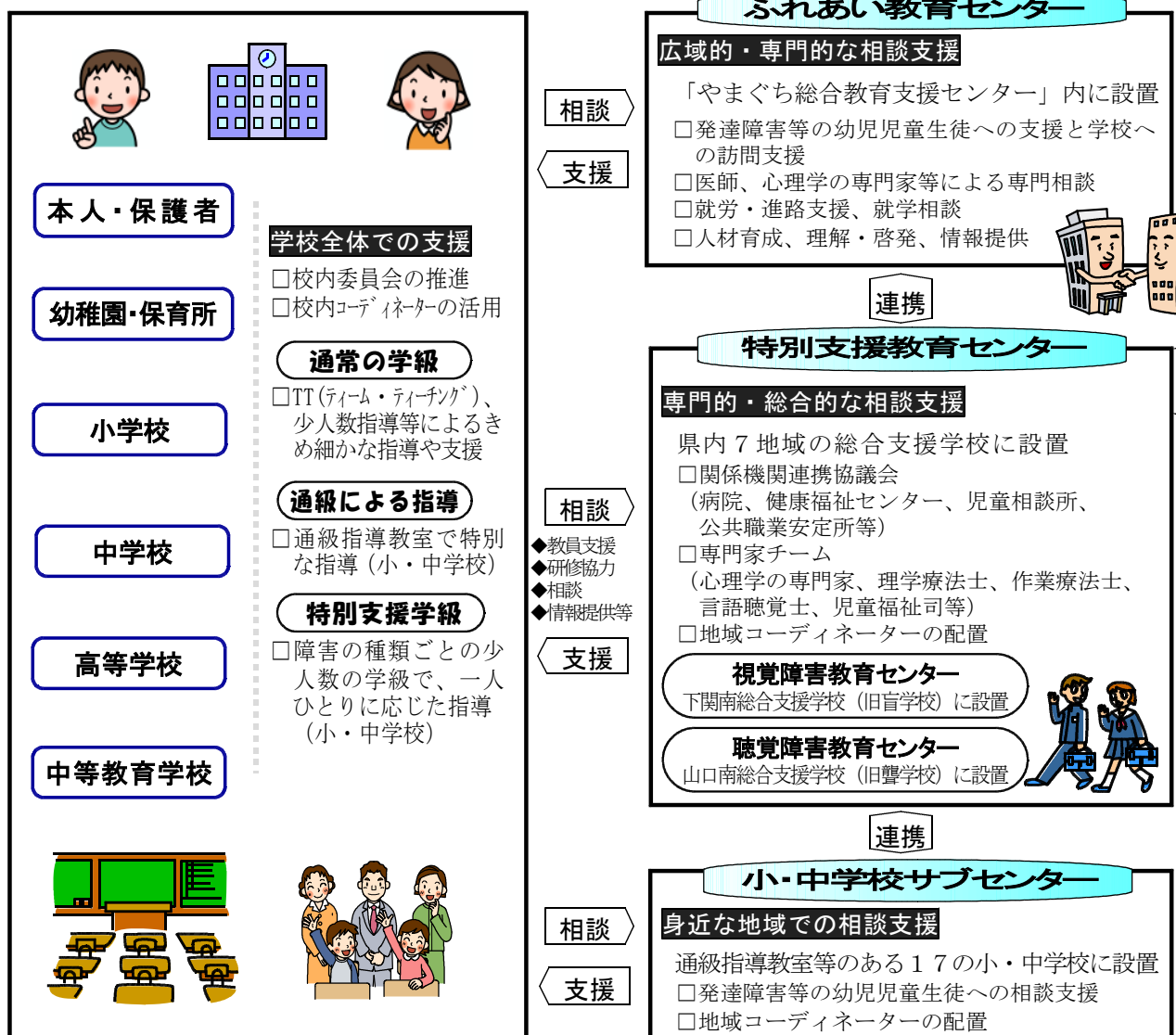
特別支援教育は、学習障害等の教育上の特別な支援の必要な幼児児童生徒が在籍する、全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においても、実施しなければなりません。（※注：学校教育法）

本県では、全ての小・中・高等学校等において、校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名等の校内の支援体制が整備されています。

担任や保護者から特別な支援が必要な幼児児童生徒についての相談を受け、全校体制での支援が必要と判断した場合、校長、教頭、担任、特別支援学級担任、養護教諭等で構成される校内委員会を開催し、校内コーディネーターを中心に協議を進めます。

必要に応じて、小・中学校に設置されているサブセンターや県内7校の総合支援学校に設置されている特別支援教育センターに依頼し、地域コーディネーターの協力を求めることができます。また、専門家の助言が必要な場合は、心理学の専門家、理学療法士等で構成される専門家チームに相談することもできます。

「地域で支え、育ち合う特別支援教育」の推進



●学校教育法 第81条第1項●

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、・・・中略・・・、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

PDCAサイクルからみた体制整備状況

平成19年9月に実施した、本県における幼・小・中・高等学校等での校内支援体制の整備状況の調査結果から、取組状況は以下のようになります。

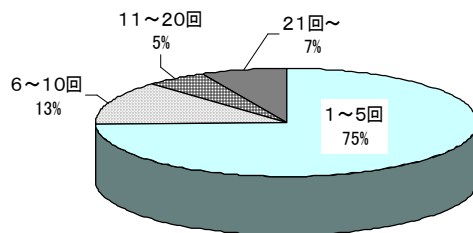
① 実態把握

- 発達障害等の児童生徒の実態把握は全ての学校で実施されていますが、専門家の参画による事例検討により、的確な支援の必要性を感じている学校も多いようです。

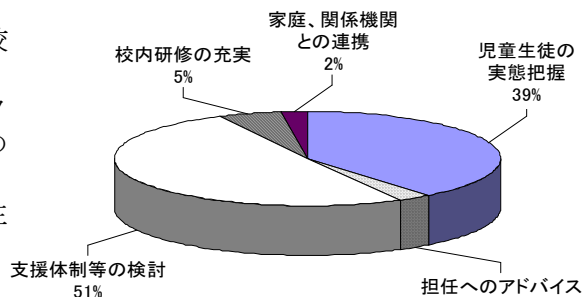
発達障害に関する実態把握の実施

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
校数	57	332	166	77	632
実施校	54	332	166	77	628
実施率	93%	100%	100%	100%	99%

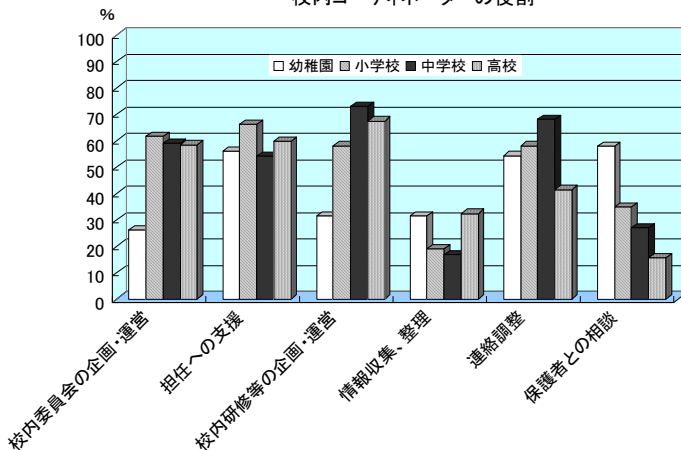
校内委員会の年間開催回数



校内委員会の役割



校内コーディネーターの役割



② 校内体制の検討

ア) 校内委員会

校内委員会では、幼児児童生徒の実態把握、指導や支援の方法など、全校体制での支援について検討します。

- 全小・中・高校で校内委員会又は同等の機能をもった委員会が設置されました。幼稚園も、平成19年度内に全園に設置予定です。
- 約7割の学校が、毎学期1回程度開催しています。また、約1/4の学校は年間6回以上開催し、計画的に校内支援体制等の検討を進めている状況がうかがえます。
- 校長、教頭、教務主任、担任、校内コーディネーター、養護教諭、生徒指導、教育相談、特別支援学級の担当者等が主な構成メンバーです。
- 校内支援体制の検討や幼児児童生徒の実態把握が主な役割としてあげられています。

イ) 校内コーディネーター

校内の連絡調整を行う校内コーディネーターの役割を明確にしておくことが大切です。

- 全小・中・高校等で校内コーディネーターが指名されています。幼稚園においても指名が進んでいます。
- 役割として、「担任への支援」、「校内研修や事例検討等の企画・運営」、「連絡調整」、「校内委員会の企画・運営」があがっています。

ウ) 個別の指導計画、個別の教育支援計画

- 幼稚園で約4割、小・中学校で約8割（個別の教育支援計画は約7割）、高等学校で約1割の学校が、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成しています。
- 小・中学校の通常の学級での作成率は小学校が約4割、中学校が約3割となっています。

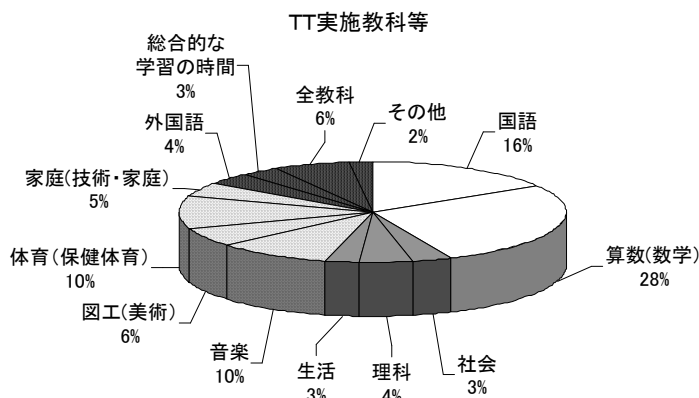
エ) 管理職のリーダーシップ

校内体制を整備し充実させていくためには、管理職の特別支援教育についての理解とリーダーシップが欠かせません。

ほとんどの管理職が発達障害等の指導や支援に関心があると回答しており、通常の学級において発達障害のある幼児児童生徒に対して特別な指導や支援が必要だと考えています。

③ 実際の相談支援

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援のため



に、特別支援学級、通級指導教室、T Tの活動等、各校の実状を踏まえた組織的な対応が重要です。

- 約半数の幼・小・中学校でT T指導を活用した支援が実施されています。
- T T指導の実施学年について、小学校は1～4年が約5割、5～6年が約4割、中学校は1年が約7割、2年が約6割、3年が約5割となっています。また、実施教科は、国語、算数(数学)の割合が最も高く、次に音楽、図工(美術)、体育の割合が高くなっています。
- 発達障害等の児童生徒の指導を学級とは別の場所で行う取出し指導が小学校で約4割、中学校で約2割、幼稚園・高等学校の約1割で行われています。

④ 相談支援の評価

指導や支援を定期的に振り返ることが大切です。「いつ、だれが、どこで、どのように支援したか。」「そのときの幼児児童生徒の様子はどうか。」「指導開始時からどのように変容したか。」等について評価します。

- 発達障害等の幼児児童生徒の校内支援体制について、小学校の約8割、幼稚園・中学校の約7割、高等学校の約3割で、定期的に検討が行われています。
- 事例検討会が小学校の9割、中学校の約7割、幼稚園の約5割、高等学校の約4割で実施されています。

⑤ 理解・啓発

個別の指導計画や個別の教育支援計画を見直しなが、指導や支援を改善していくことが大切です。

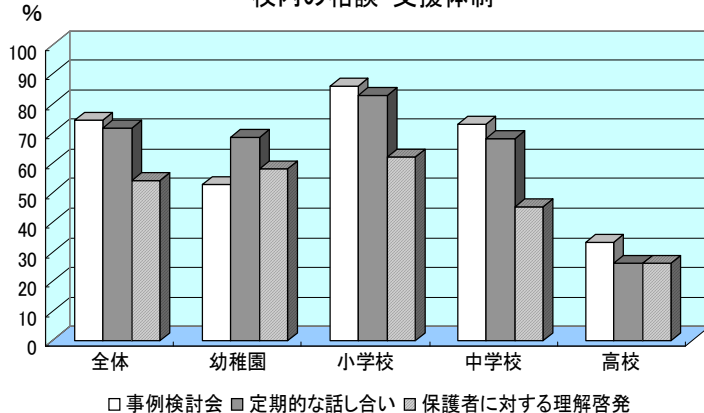
- 小・中・高等学校の全教員、幼稚園の約8割の教員が特別支援教育についての研修を受講しています。
- 必要な情報や研修内容として、「指導方法、指導事例」が最も多くあげられており、次いで「心理検査等の実態把握」、「障害の基礎的知識」が多くあげられています。
- 支援に当たっては、家庭との連携が重要であり、全体の約3割の学校で、保護者に対する理解・啓発のための講演会・研修会等が実施されています。また、学校便りや学校保健委員会を活用した理解・啓発活動も行われています。

〈まとめ〉

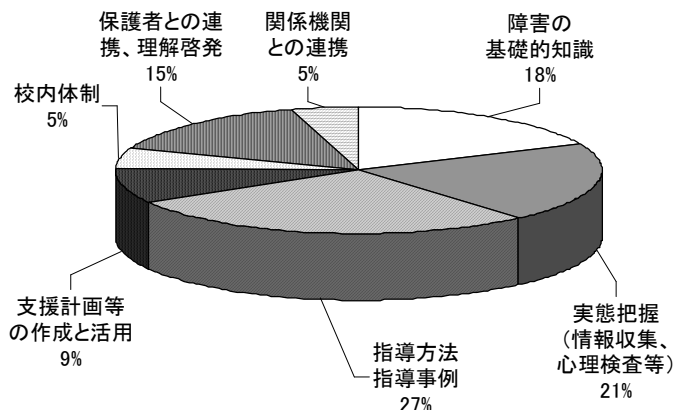
本県では、校内委員会の設置や校内コーディネーターの指名、全教職員が参加する研修の実施等、全ての学校で校内体制はほぼ整備されています。

今後は、個別の教育支援計画の作成と活用によるきめ細かで継続した支援、特別支援学級、通級指導教室、補助員等の活用による学校の実情に応じた柔軟な支援、心理学の専門家やボランティア等の外部人材の参画による校内の支援体制づくりなどを進めることが大切です。

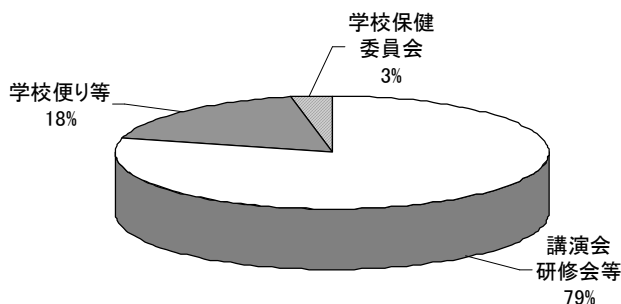
校内の相談・支援体制



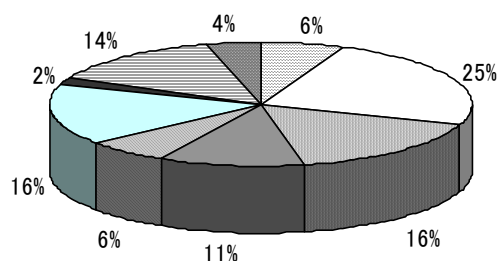
特別支援教育推進に必要な情報や研修内容



保護者に対する理解・啓発の方法



今後の特別支援教育の推進に当たって大切だと思うこと。



- 校長のリーダーシップ
- 校内支援体制の整備充実
- 教職員の理解啓発
- 個に応じた指導力の向上
- 児童生徒の理解啓発
- 保護者の理解啓発
- 教育委員会との連携
- 専門機関との連携
- 特別支援学校との連携

Ⅲ 事例検討会の進め方

校内における支援の流れ

発達障害は、「発見されにくい」「認められにくい」「理解されにくい」などの特徴があるため、指導や支援が遅れることがあります。また、学習上のつまずきや生活上の問題を本人の努力不足や保護者の養育上の問題として誤解されることもあります。

このため、幼児児童生徒一人ひとりの得意なこと、苦手なことなどの特徴についての保護者や担任の気付きをもとに、実態を的確に把握し、そのもてる力を十分発揮できるように適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。



事例検討会(校内)の目的・留意点・実践例

特別な教育的支援を必要としている幼児児童生徒について、実態や課題等を踏まえ、全教職員が支援についての共通理解を図り、全校で支援を進めることが大切です。その際、校内で事例検討会を実施することにより、多面的な幼児児童生徒の理解に基づくきめ細かな支援を行うことができます。

また、学校だけでは対応が困難な場合は、心理学の専門家等が参加して行う場合があります。

【事例検討会の目的】

- ・幼児児童生徒の多面的な理解
- ・これまでの支援等についての評価、支援の方針の修正



【事例検討会の協議手順】

- ①事例提示・・・対象幼児児童生徒についての確認
 - ・学習面、心理・社会面、進路面、健康面についての「いいところ」「気になるところ」
 - ・現時点での目標、これまでの援助の方針と具体的な対応
- ②特徴的な行動の背景や支援の検討
- ③グループ協議
- ④アイデア・意見の整理と支援に向けての行動計画の作成
 - ・学習面、言語・運動面、心理・社会面、生活・進路面、健康面、保護者や関係機関との連携等について、「いつ」「誰が誰に対して」「どのような支援を行うか」の決定



【事例検討会を進める上での留意点】

◆幼児児童生徒を理解するために

- ・幼児児童生徒の学習や行動について、簡単なレポートを作成する。
- ・参加者は、事前に、確認したいこと、気になること等をメモしておく。
- ・好ましい結果に結びついた支援を参考にして、協力できる事項を考える姿勢で参加する。
- ・長所に焦点をあてた幼児児童生徒理解を進める。



◆指導方針の修正

- ・幼児児童生徒の示す問題行動等の原因や背景についての仮説を立て、見通しをもつ。
- ・これまでの支援を振り返り、今後の支援をよりよいものにしていく。

【事例検討会で共通理解した事例】

＜授業中の友だちとのトラブル、教室から飛び出した場合の担任としての対応は？＞

- ・学級全体を落ち着かせるための指示等
- ・当該児童生徒を含め安全の確保
- ・課題の提示と自習
- ・他教員への援助要請(校内連絡網による管理職への連絡)
- ・別室等における関係児童生徒からの状況把握
- ・必要に応じて保護者へ連絡



＜他の児童生徒が、「〇〇君だけずるい」といった場合の対応は？＞

- ・学年、発達段階に応じて、きちんと説明する。
- ・他の児童生徒にどのように話すか等について、保護者との連携を図る。
- ・当該児童生徒だけでなく、他の児童生徒へも、同じ気持ちで接していることを話す。
- ・言葉だけの説明ではなく、日頃から児童生徒に接する際の教員の姿勢が大切である。